

有機溶剤作業特別教育について

関係法令(抜粋)

『建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドラインの策定について』
(平成9年3月25日基発第197号)

法第59条及び労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第35条に基づく労働衛生教育のほか、(昭和59年6月29日付け基発第337号による「有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育の推進について」に沿った特別教育に準じた教育を、本ガイドラインの内容を踏まえて行うとともに、日常においても労働者に教育を行う必要があることを示したものである。

トヨタ九州構内で必要とする資格等に関するルール

有機溶剤を取り扱い(塗装、洗浄、接着作業等)作業者は「有機溶剤作業特別教育」修了の資格が必要(有機溶剤作業主任者技能講習修了証)を有する物は受講を免除)

有機溶剤業務とは

- イ 有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、又は加熱又は容器若しくは設備への注入の業務
- ロ 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑性又はこれらのもので中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務
- ハ 有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務
- ニ 有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務
- ホ 有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務
- ヘ 接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務
- ト 接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務
- チ 有機溶剤等を用いて行う洗浄(ヲに掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。)又は払しょくの業務
- リ 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務(ヲに掲げる業務に該当する塗装の業務を除く)
- ヌ 有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務
- ル 有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務
- ヲ 有機溶剤等を入れたことのあるタンク(有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。以下同じ。)の内部における業務

振動工具取扱作業特別教育について

関係法令(抜粋)

『チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針』
(平成21年7月10日付基発0710第2号)

作業者を新たに振動業務に就かせ、又は作業者の取り扱う振動工具の種類を変更したときは、当該作業者に対し、振動が人体に与える影響、日振動ばく露量A(8)に基づく振動ばく露限界時間等の工具の適正な取扱い及び管理方法についての教育を行うこと。

トヨタ九州構内で必要とする資格等に関するルール

振動工具取り扱い作業者は「振動工具取扱作業特別教育」修了の資格が必要

振動工具とは(対象工具)

- (1) ピストンによる打撃機構を有する工具([1]さく岩機、[2]チップングハンマー、[3]リベッティングハンマー、[4]コーキングハンマー、[5]ハンドハンマー、[6]ペビーハンマー、[7]コンクリートブレーカー、[8]スケーリングハンマー、[9]サンドランマー、[10]ピックハンマー、[11]多針タガネ、[12]オートケレン、[13]電動ハンマー)
- (2) 内燃機関を内蔵する工具(可搬式のもの)([1]エンジンカッター、[2]ブッシュクリーナー)
- (3) 携帯用皮はぎ機等の回転工具((5)を除く。)([1]携帯用皮はぎ機、[2]サンダー、[3]パイプレーションドリル)
- (4) 携帯用タイタンパー等の振動体内蔵工具([1]携帯用タイタンパー、[2]コンクリートパイプレーター)
- (5) 携帯用研削盤、スイング研削盤その他手で保持し、又は支えて操作する型式の研削盤(使用する研削といしの直径が150mmを超えるものに限る。)
- (6) 卓上用研削盤又は床上用研削盤(使用するといしの直径が150mmを超えるものに限る。)
- (7) 締付工具([1]インパクトレンチ)
- (8) 往復動工具([1]パイプレーションシャワー、[2]ジグソー)

粉じん作業者特別教育について

関係法令(抜粋)

『粉じん障害防止規則 第四章 管理(第十七条 - 第二十四条)』

事業者は、常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について特別の教育を行わなければならない。

トヨタ九州構内で必要とする資格等に関するルール

粉じん作業(1日の粉じん作業が1時間以上従事する者)に従事する作業者は「粉じん作業者特別教育」修了の資格が必要

粉じん作業とは(別表第一(第二条、第三条関係)から抜粋)

七 研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくははり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業(前号に掲げる作業を除く。)

二十 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、又はアークを用いてガウジングする作業

二十の二 金属をアーク溶接する作業

二十一 金属を溶射する場所における作業

粉じん作業例

アーク溶接、ガス溶断(ヒューム)

アンカードリル使用作業(コンクリート粉じん)

カッチング、サンダー作業(鉄粉)

建築物の解体及び土木工事(砂、土ほこり等)

事務局からのお願い

有機溶剤作業/振動工具取扱作業/粉じん作業には、それぞれ関係法令が有り

資格取得【特別教育】修了証が必要となります

よって、トヨタ構内作業で上記作業を実施する場合は資格ライセンスが必要ですので計画的に受講して頂く様宜しくお願い致します